



町臨時職員等の登録制度 有効期限満了のお知らせ

☎ 総務課 行政係 ☎ 77-3901

現在、臨時職員等として登録されている方も、登録の有効期限が満了となります。平成30年度以降の登録を希望する場合、改めて新規で登録申込書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

登録募集案内

町では、職員に欠員が生じた場合などの臨時職員等の雇用について、登録の申込みがあった方の中から選考する登録制を実施しています。
また、障害者の雇用の促進等

に関する法律の趣旨に基づく障害者雇用の登録についても併せてご案内をします。

■提出書類

- ① 芝山町臨時職員等登録申込書
 - ② 資格が必要な職種を希望される場合は、資格証明書の写し
- 障害者雇用の場合に追加される条件など

○勤務条件

自力で通勤でき、介護者なしで職務の遂行が可能な方

○提出書類

障害者手帳などの写し

■申込み受付（郵送可）

提出書類に必要な事項を記入し、総務課行政係へお申し込みください。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日（土・日曜日、祝日、年末年始）は、受け付けできません。

■登録有効期限

登録は随時行っていますが、登録有効期限は、平成32年3月31日までです。

■問合せ

〒289-1169 2

芝山町小池992

芝山町総務課行政係

☎ 0479-77-3901

■募集職種（賃金は平成29年12月現在のもの）

職 種	賃 金	免許・資格等	勤 務 先	備 考
一般事務職	時給890円	なし	役場庁舎内、各施設 (例) 総務課、福祉保健課、まちづくり課、町民税務課、保健センター、教育委員会事務局、中央公民館、芝山古墳はにわ博物館など	
用務員	時給890円	なし	教育委員会事務局 町内 小・中学校	
保育所用務員	時給890円	なし	町内 各保育所	調理業務を含む
管理人	時給890円	なし	町内体育施設	
保育士	時給1,120円	保育士免許	町内 各保育所 子育て支援センター	
待機保育士	時給1,120円	保育士免許	町内 各保育所	月に10日程度の勤務
一時保育 対応保育士	時給1,120円	保育士免許	第二保育所	月に16日程度の勤務
時間外保育士	時給1,120円	保育士免許	町内 各保育所	朝・夕各3時間程度の勤務
バス運転手	月給(要相談)	大型自動車第一種 または第二種免許	総務課 教育委員会事務局	
レセプト 点検員	時給1,120円	医療事務またはメ ディカルクラーク資格	町民税務課	
介助員	時給1,020円	なし	町内 小・中学校	
学習支援員	時給1,370円	教員免許	町内 小・中学校	
埋蔵文化財 調査員	月給(要相談)	要経験	芝山古墳・はにわ博物館	
埋蔵文化財 作業員	時給980円	経験者優遇	芝山古墳・はにわ博物館	発掘作業および 整理作業補助
保健師	時給1,360円	保健師免許	芝山町保健センター	
幼児交通安全 指導員	時給890円	経験者優遇	まちづくり課 (山武警察署管内幼児交 通安全指導協議会)	
介護支援 専門員	時給1,270円	介護支援専門員	地域包括支援センター (福祉保健課内)	週3日程度の 勤務

■選考 4月当初から雇用の場合、前年度の2月頃より各所属で選考を開始する予定です。その後は、各部署において雇用する必要が生じた際に、登録された方の中から、書類審査や面接試験などを行います。
※登録された方全員に連絡や雇用をすることは限りませんので、あらかじめご了承ください。

年金

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代皆で支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶

者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と

「納付猶予制度」

■学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少なくいため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上ある課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

国保

国保の加入・脱退 届け出は14日以内に！

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

新たに国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときや辞めるときには、届け出が必要です。必ず事由が発生した日から14日以内に町民税務課国保年金係へ届け出てください。

○国保税は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日までさかのぼって納めなければなりません。

○および年金の手続きが必要になる場合があります。

○社会保険加入後に、国保保険証を使って医療を受けてしまうと、町が負担した医療費を返還していただくこととなります。必ず受けた医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。

○辞める届け出が遅れると、国保税を二重に支払ってしまうことがあります。

○転職の際、保険の空白期間ができたときには、国保の加入

どんなとき	届け出に必要なもの	
職場の保険を辞めたとき	印鑑・職場の健康保険を辞めた証明書（離職票など） 世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの ※60歳以下の方は基礎年金番号が分かるものもお持ちください。	
職場の保険に加入したとき	印鑑・職場の新しい保険証・国保の保険証 世帯主および国保を辞める方の個人番号が分かるもの	
その他	国保の被保険者が亡くなったとき	保険証・喪主の方の印鑑、通帳 葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の領収書)
	住所・氏名などの変更があったとき	印鑑・保険証
	保険証を無くしたとき	印鑑・身分を証明するもの 世帯主および無くした方の個人番号が分かるもの